官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○医療法第三十七条第四項及び第三十八条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する供給確保医薬品及び重要供給確保医薬品（厚生労働二九二）　一
○供給確保医薬品等の安定的な供給の確保を図るための指針（同二九三）　一七
〔その他告示〕
○政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示（財務二九八、三〇〇、三〇二、三〇三）　一八
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を告示（同二九九）　一九
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示（同三〇一）　二〇
○後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針の全部を改正する件（厚生労働二九四）　二一
○性感染症に関する特定感染症予防指針の一部を改正する件（同二九五）　二三
○急性呼吸器感染症に関する特定感染症予防指針（同二九六）　二三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　二三
特殊法人等
独立行政法人国立文化財機構出品預証書紛失に伴う証書の無効、司法書士名簿登録等、弁理士登録関係　二三
地方公共団体
特定空家等関係　二七
会社その他
会社決算公告　二八

法規的告示

○厚生労働省告示第二百九十二号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十七条第四項及び第三十八条第一項の規定に基づき、医療法第三十七条第四項及び第三十八条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する供給確保医薬品及び重要供給確保医薬品を次のように定め、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十七号）の施行の日（令和七年十一月二十日）から適用する。

令和七年十一月十日　厚生労働大臣　上野賢一郎

医療法第三十七条第四項及び第三十八条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する供給確保医薬品及び重要供給確保医薬品

医療法第三十七条第四項及び第三十八条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する供給確保医薬品及び重要供給確保医薬品は、それぞれ次の各号に掲げるものとする。

一　供給確保医薬品

イ　別表第一の医薬品の名称の欄に掲げる医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十七項に規定する特定医薬品であるものに限る。以下同じ。）であって、その投与形態（内用剤、注射剤又は外用剤の別をいう。以下同じ。）が同表の投与形態の欄に掲げるものであり、かつ、その薬効分類（日本標準商品分類（平成二年四月十三日総務庁長官諮問第二百二十六号日本標準商品分類の改訂についての答申）の分類番号の三桁目以降の数字及び商品項目名をいう。以下同じ。）が同表の薬効分類の欄に掲げるものであるもの

ロ　別表第二のワクチンの名称の欄に掲げるワクチンであって、その投与形態が同表の投与形態の欄に掲げるものであり、かつ、その薬効分類が同表の薬効分類の欄に掲げるものであるもの

二　重要供給確保医薬品

イ　別表第一のAの群又はBの群の医薬品の名称の欄に掲げる医薬品であって、その投与形態が同表の投与形態の欄に掲げるものであり、かつ、その薬効分類が同表の薬効分類の欄に掲げるものであるもの

ロ　別表第二のAの群又はBの群のワクチンの名称の欄に掲げるワクチンであって、その投与形態が同表の投与形態の欄に掲げるものであり、かつ、その薬効分類が同表の薬効分類の欄に掲げるものであるもの

別表第一　供給確保医薬品及び重要供給確保医薬品（ワクチンを除く。）

群	医薬品の名称	投与形態	薬効分類
A	アセトアミノフェン	外用剤	114　解熱鎮痛消炎剤
	アドレナリン	注射剤	245　副腎ホルモン剤
	アルガトロバン水和物	注射剤	219　その他の循環器官用薬
	アンピシリンナトリウム・スルバクタムナトリウム	注射剤	613　主としてグラム陽性・陰性菌に作用するもの
	シクロスポリン	内用剤	399　他に分類されない代謝性医薬品
	スガマデクスナトリウム	注射剤	392　解毒剤